

絹義務教育学校 スクールバス通学に係る運用基準

絹義務教育学校では、遠距離通学となる児童の送迎のためにスクールバスを運行します。

本基準は、バス通学の対象となる区域や児童の基準を明確にし、スクールバスの適切な運用を図るものです。

1. 小山市スクールバス運行規程

〈小山市スクールバス運行規程 第3条第1項〉

バスは、学校適正配置により統合した小学校又は義務教育学校前期課程の児童の通学のために運行するものとする。
--

規程により、小山市では、小学校の統合により拡大する通学区域にあって、主に遠距離通学となる児童が、安全で安心のもとに通学できることを目的としてスクールバスを運行することとしています。

2. スクールバス通学の運用に係る基本的な考え方

- (1) 29人乗り（児童28人）のマイクロバス4台を運行、運用します。
- (2) 通学距離が概ね2 km以上となる区域に居住する児童をスクールバス通学の対象とします。
- (3) 原則、同一の自治会区においては通学手段を統一します。ただし、以下の点に配慮します。
 - ・登校班の編制状況や通学路の安全性、交通事情等から、児童にとって安全な通学が確保できるかどうかという点に配慮します。
 - ・自治会や育成会、地域の実情に配慮します。

3. スクールバス通学の対象となる区域(自治会区)及び具体的な該当基準

- (1) 通学距離が特に長いことによるスクールバス通学の対象区域（自治会区）

【学校との距離が概ね2 kmを超える自治会区】

中河原、下梁、西梁、岸福、台、休、福良橋、西高椅、延島下、延島中、延島上、延島新田、舟戸、篠原

(2) スクールバスを利用できる自治会区一覧

旧小学区	自治会名	スクールバスの利用
旧梁小学区	中河原	○
	下梁	○
	西梁	○
	上梁	×
	岸福	○
	台	○
	休	○
	福良橋	○
旧福良小学区	中島	×
	請地	×
	中福良	×
	上福良	×
	下高椅	×
	中高椅	×
	西高椅	○
	新川	×
旧延島小学区	延島下	○
	延島中	○
	延島上	○
	延島新田	○
	舟戸	○
	篠原	○

4. スクールバスの運用に向けた指針

- (1) 転入や転居等の事情により乗車児童数がバスの定員を超過すると見込まれる際には、通学距離や登下校班編制等、通学環境を考慮の上、適宜、検討してまいります。

(2) 本基準の運用及びスクールバス通学に係る同意書の提出について。

- ① スクールバス通学については、保護者、学校及び小山市教育委員会が本基準を理解の上、運用するものとします。
 - ② 児童のスクールバス通学に当たっては、保護者は別に定めるスクールバス通学の同意書を、小山市教育委員会に提出するものとします（原則、通学を開始する年度前に提出するものとし、前期課程修了年度まで有効とします）。
 - ③ 前期課程修了年度以前にスクールバス通学を止める場合は、保護者は別に定めるスクールバス通学停止の届出書を、小山市教育委員会に提出するものとします（原則、通学を停止する前に提出）。
- (3) 本基準に該当する児童にあっても、保護者の判断に基づき、スクールバスによらない通学を可能とします。
- (4) 児童の登下校の際のスクールバス及び徒歩通学等の通学手段に関することについては、本基準に照らし原則、学校長の判断に基づき運用を行います。
- (5) 事情により、住民登録地と登校時・下校時の居宅が異なる児童等については、「3」の基準に従い、バスの乗車人数等の状況を踏まえて判断を行うものとします。
- (6) スクールバスによる通学を行う児童については、学童の利用や緊急性を要する場合を除き、原則、登下校ともバス利用とします。
- (7) スクールバスの運行コースやバス停、時刻等の運行計画に関することについては、小山市教育委員会と学校とが連携、協議を行い、対応を検討します。
- (8) この基準は、平成 29 年度の絹義務教育学校のスクールバス運行開始に至る経緯及び令和 6 年度までの運行状況等を踏まえ、あらためて令和 6 年度に小山市教育委員会、PTA（保護者）、絹義務教育学校校長等による協議を経てスクールバスの運用基準を明文化したものです。令和 7 年度以降は、必要に応じて小山市教育委員会、PTA（保護者）、絹義務教育学校校長等の協議により更新、変更を行うことができるものとします。

以上